

# 西原村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

## < 目次 >

- 1 計画の趣旨・現状……………P1
- 2 目標……………P2
- 3 計画の期間……………P2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容……………P2～P6
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ……………P6

令和8年4月施行 西原村教育委員会

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、西原村の教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

西原村教育大綱で掲げる「ウェルビーイングを重視した持続可能な社会の創り手の育成」の実現のためには、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

そこで、本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

この働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

西原村教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、西原村の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指すものである。

併せて、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

### (2) 西原村の現状

ア 西原村では、働き方改革に向けて、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減に向けた取組を進めているところである。

イ これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図ることはもちろんのこと、業務の適正化に向けた様々な取組を行ってきた。

ウ こうした取組の結果、西原村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33.22時間	26.1%	1.1%
中学校	月35.44時間	34.2%	4.2%

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間を年間360時間以内にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を8日以上にする。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合10%以下を目指す。
- ウ ストレスチェックにおける健康リスク値90以下を目指す。(全国平均100)
- エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合100以上を目指す。(健全100以上)

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
  - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
  - ・各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ② 放課後から夕刻などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・放課後から夕刻（15：00～18：00）における見回りについては、学校安全指導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
  - ・学校現場での現金受渡しを廃止し、教職員が直接現金を管理する工程を排除することで、事務の効率化と透明性の向上を図る。
  - ・令和8年度より学校給食費の無償化を実施し、従来の給食費に係る徴収・督促・会計事務の一切を解消し、教職員の事務負担を軽減する。
  - ・給食費以外のPTA会費や教材費等の徴収金については、民間の収納代行サービスを利用し、コンビニ払いを原則とする運用へ移行する。
- ④ 夜間・休日の電話対応
  - ・勤務時間以外（夏季休業日における閉庁時を含む）における電話対応として、自動応答電話を設置し、時間外対応の負担を軽減する。
- ⑤ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心

となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。

この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑥ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して、相談窓口（西原村教育委員会サポートセンター設置）の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任のもと当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑦ 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑧ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、ICT支援員が積極的に参画しつつ、担当者業務の負担を軽減する。

⑨ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行う。

⑩ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・3つの学校のプール施設の共同化を図るため、集約して建設するとともに、民間委託を導入し、施設管理に係る学校職員の負担を最小限に抑える。
- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化をさらに推進し、負担軽減を促進する。

⑪ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定める部活動の地域移行（展開）を積極的に進める指標として、令和9年9月以降における全ての部活動完全移行を掲げ、段階的に移行するための支援を行う。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑫ 給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

- ⑬ 授業準備
  - ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に活用するとともに、スタディサプリ等のデジタル技術の活用を促進する。
- ⑭ 学習評価や成績処理
  - ・校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ⑮ 学校行事の準備・運営
  - ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。
- ⑯ 進路指導の準備
  - ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。
- ⑰ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、及び西原村療育相談員等による効果的な支援、これらの人材と教員の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応においては、教育支援センター（適応指導教室）の機能強化による効果的な支援を促進する。

## （２）学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を高めていく。

## （３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対して、医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休憩時間）の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 令和8年度中において、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に連続5日間（休日含む）の一斉閉庁期間の設定を行う。
- カ 長期休業期間において、年次有給休暇等をまとめて連続取得ができるよう、各学校に対して取得を促進する。
- キ 勤務形態の選択を可能とする時差出勤（導入済み）を活用し、ライフワークに応じた勤務体制が図れるようにする。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、西原村HPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に努め、関係機関とともに学校の負担を軽減する方策に取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対して指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されるよう、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、西原村教育研究会（働き方改革部会）と連携し、本計画等が稼働するよう努める。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組の推進に努める。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、村長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでいく。

(以上)